

以尾拍壁、女恐明日白於大德、大德住在生馬山寺、而告之言、汝不得免、唯堅受戒、乃令受持三歸五戒、然還來道、不知老人、以大蟹而逢、問之詎老、乞蟹免苦、老答、我攝津國鬼原郡人、尙問遇邇麻呂、年七十八、而無子息、活命無便、往於難波、偶得此蟹、但有期人、故汝不免、女脫衣臍、猶不可免、復脫裳臍、老乃免之、然蟹持更返、勸請大德、呪願而放、大德歎言、貴哉善哉、彼八日之夜、又其蛇來、堂於屋頂、拔草而入、女悚慄焉、唯床前有跳燐之音、明日見之、有一大蟹、而彼大蛇、絶然段切、乃知、臍放鱗報恩矣、并受戒之力也、欲知虛實、問于耆老、姓名遂無、定委、耆是聖化也、斯奇異之事也、

## 已作寺用其寺物作牛役緣第九

大伴赤麻呂者、武藏國多磨郡大領也、以天平勝宝元年己丑冬十二月十九日死、以二年庚寅夏五月七日、生黑斑瘧、自負碑文矣、探之班文、謂、赤麻呂者、擅於己所造寺、而隨恣心、借用寺物、未報納之、而死亡焉、為償此物故、受牛身者也、於茲諸眷屬及同僚、發慚愧心、而慄無極、謂、作罪可恐、豈心無報矣、此事可錄、季葉楷模、故以同年六月一日、伝乎諸人矣、冀無慚愧者、覽乎斯錄、改心行善、寧創苦所追、雖飲飼湯、而不食寺物、古人謠曰、現在甘露、未來鉄丸者、其斯謂之矣、誠知、非無因果、不怖慎歟、所以大集經云、盜僧物者、罪過五逆云々、

- |    |      |   |
|----|------|---|
| 3  | 堅(來) | 堅 |
| 4  | 命(來) | 全 |
| 5  | 詎(來) | 誰 |
| 6  | 邇(來) | 召 |
| 7  | 便(來) | 使 |
| 8  | 復(來) | 後 |
| 9  | 晚(來) | 現 |
| 10 | 爆(來) | 爛 |
| 11 | 老(來) | 宛 |
| 12 | 宛    |   |

## 常鳥卵煮食以現得惡死報緣第十

和泉国和泉郡下痛脚村、有一中男、姓名未詳也、天年邪見、不信因果、常求鳥卵、煮食為業、天平勝宝六年甲午春三月、不知兵士、來告中男言、國司召也、見兵士腰、負四尺札、即副共往、纏至郡內於山直里、押入麥畠、々一町余、麥生二尺許、眼見燭火、踐足無間、走廻畠內、而叫哭曰、熱哉々々、時有當村人、入山拾薪、見於走軒哭叫之人、自山下來、執之而引、拒不所引、猶強追捉、乃從簾之外、牽之而出、躰地而臥、默然不言、良久蘇起、然病叫言、痛足矣云々、山人問言、何故然也、答曰、有一兵士、召我將來、押入燭火、燒足如煮、見四方者、皆衛火山、無間所出、故叫走廻、山人聞之、裹袴見脣、々肉爛銷、其骨裸在、唯逕之一日而死也、誠知、地獄現在、必信因果、不可如鳥、鳥慈己足、而食他兒、無慈悲者、雖人如鳥矣、涅槃經云、雖復人獸尊卑差別、宝命重死、一俱無異云々、善惡因果經云、今身燒煮鵝子、死墮灰河地獄者、其斯謂之矣、

- |   |        |         |
|---|--------|---------|
| 1 | 天(來國)  | 其       |
| 2 | 札(來)   | 於       |
| 3 | 牽(來國)  | 事       |
| 4 | 塞(來國)  | 塞       |
| 5 | 唯(國)   | 准       |
| 6 | 復      | 得       |
| 7 | 獸(來國)  | 數       |
| 8 | 其斯謂(國) | 其斯謂・來斯謂 |

## 愚僧与邪姪得惡病而死緣第十一

聖武天皇御世、紀伊國伊刀郡桑原之狹屋寺、尼等發願、於彼寺備法事、請奈良右京萊師寺僧題惠禪師、字曰依禪禪師、俗姓依禪、故以為字、奉仕十一面觀音悔過、時彼里有一

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 刀(來) | 力 |
| 2 | 禪(來) | 堪 |

擅にして、恣なる心に隨ひて寺の物を借用て報い納めずして死亡ぬ。此の物を償はむが為の故に牛の身を受くるなり」といふ。茲に諸の眷属と同僚と、慚愧づる心を發して、慄るること極り無くして、謂はく「罪を作ること恐るべし。あに報無かるべけむや。此の事季の葉の楷模に録すべし」といふ。故に同じき年の六月の一日に諸人に伝ふ。冀はくは、慚愧無き者斯の録を見て心を改め善を行ひ、むしろ創の苦に迫られ銅の湯を飲むとも、寺の物を食まざれ。古人の諺曰はく「現在の甘露は、未来の鉄丸なり」といふは、其れ斯れを謂ふなり。誠に知る、因果無きにあらず、怖り慎まざらむや、と。所以に大集經に云はく「僧の物を盜むときは、罪五逆に過ぐ」とのたまふ。

常に鳥の卵を煮て食ひて現に悪しき死の報を得る縁

## 第十

和泉国和泉郡下蒲脚村に、一の中男有り。姓名詳ならず。天年邪見にして因果を信はず。常に鳥の卵を求め、煮て食ふことを業とす。天平勝宝六年甲午の春三月に、知らぬ兵士來りて中男に告げて言はく「國司召すなり」といふ。兵士の腰を見れば四尺の札を負ふ。すなはち副ひて共に住き、纏郡の内に山直里に至れば、麦畠に押入らる。畠一町余に麦二尺ばかり生ふ。眼には燐火を見、足を踰むこと間無く、畠の内を走廻りて叫び哭きて曰はく「熱きかな。熱きかな」といふ。時に当村の人有り。山に入りて薪を拾ふ。走り転りて哭き叫ぶ人を見て山より下り来り、執りて引く。拒みて引かれず、なほ強ひて追ひ捉へ、すなはち籬の外より牽きて出す。地に隣れて臥し、嘿然して曰はず。良久にありて蘇り起き、然うして病み叫びて言はく「痛、足」といふ。山人問ひて言はく「何故そ然うする」といふ。答へて曰はく「一の兵士有り。我れを召して將て來りて燐火に押入る。足を燐くこと驚るが如し。四方を見れば、みな火の山に衛まれ、出づる所の間無し。故に叫び走り廻る」といふ。山人聞きて榜を裏て胸を見れば、胸の肉爛銷り、其の骨環在る。ただ一日を遡て死ぬ。誠に知る、地獄は現に在り因果を信ふべし、鳥の如くあるべからず、鳥は己が児を慈ひて他児を見食ふ、慈悲無き者は人なりといふとも鳥の如し、と。涅槃經に云はく「また人と獸との尊と卑との差別ありといふとも、命を宝ひ死を重ることは一具に異なること無し」とのたまふ。善惡因果經に云はく「今の身に鶴の子を燐煮ば、死にて灰河地獄に堕ちむ」とのたまふは、其れ斯

の一のつじるべき型。標榜。通説では「かたき」は型木の意。「き」が木の意であるかいなか、再考の余地がある。ニ本説話には日時が詳細に記述されている。すでに文書となつていたものに詳細な日時が記載されていたものであろう。原文「故以同年六月一日、伝乎諸人矣。上巻三十十縁の「頭鏡流布也」と同様、文書にされていろめられたのである。日本靈異錄には頭鏡靈驗之縁」と記される。寺には、仏や寺の効驗、功德の出来事を記録し告知する紙か札板がはられたり懸けられていたか(辻草子)。三本説話、上巻にみえる六月一日の文書ではない。四上巻二十縁は「經」の文として同文を引用。本説話と上巻三十十縁とに因果心報の実例を記した文書が登場する、という共通の性格より推測すれば、この文は、それらの文書に記される定型句であつたろう。上巻三十十縁。五諸縁要集・思慎部・横過縁所引の大集經・清龍品のごとき本文とは異なるこの取意。本説話の引用文と同文のものが、梵經古述記・下本に「大集」として引用。

第十縁 惡業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ三十に書承。大阪府岸大津市。戸令によれば十七歳以上二十歳以下の男。へ七五四年。木簡(東野治)。四尺の長さは異様だが、後代の絵画や陶刻において眞實が長尺の木簡を持つ姿に表現されている。眞跡からの使者が文書を所持していた例に、金剛般若經・眞跡記・延寿篇所引金剛般若經靈驗記・慕容文質文牒・広記・一二四所引報応錄・王簡易符牒、同・三八一所引広異記・表輪(櫻・薛濤帖)がある。この郡内に

到着して山直里に到着するとすぐに、麦畠に押し入れられた。「纏」は、「」すると同時に、の意。原文「纏至」、瓶内に「山直里」。まず大地域について記述し、その一部分である小地域について細述する。後代の和文に「」に「」として「」を重ねた表填がみえるが、その淵源に位置する表現と考えて、ここでは「」に「」と訓讀する。二・二岸和田市。二・原文「眼見燐火」は、効果的な説話展開という観点からいえば、この箇所には不要。三・卵を食した者が冥界で焼き苦しまられる例に、罪業応報教化地獄經・法苑珠林・十惡篇・殺生部・應心縁所引冥羅拾遺錄・首土望・広記・一三三所引玉泉子・孫季良、があり、冥界ではなくこの世で焼き苦しまられる例に、本来は冥界での刑罰として伝承されたものであろう。本説話には冥界とのむすびつきが明示されないが、下文には「地獄現在、應信・因果」とみえる。四・本説話は村名の起源説話の性格をも有したか。二・中男の眼に映じた事実が述べられる。二・鳥卵が受けたのと同じ苦を、中男は受ける。ここでは「」と「」が区別されている。「」は名義抄では、ニル、イル、ヤク、などの訓があり、調理用語といふべきであろう。「」は調理用語とはいえない。二・卵を食した者が焼き苦しまれる、という用語は「地獄」で受ける罰である、冥界で受ける罰である、といいう前提での記述。上文の「天年邪見、不  
信・因果」と合せて考えるならば、本来ならば死後に地獄で受苦するはずが当人が因果を信じなかつたために受苦の時期を早めて現在世で受苦した、という説話として本説話が解されていたと考えられる。冥界での受苦ではなくこの世での受苦として述べられている眞記・下・贊州小兒

れを謂ふなり。

僧を罵るゝ邪姪とをもちて惡しき病を得て死ぬる縁

## 第十一

聖武天皇の御世に、紀伊国伊刀郡桑原の狭屋寺の尼等願を發し、彼の寺に法事を備け、奈良の右京の薬師寺の僧題惠禪師を請へ字は依禪師と曰ふ。俗姓依禪連なり。故に以ちて字す、十一面觀音に奉仕りて悔過す。時に彼の里に一の凶しき人有り。姓は文足守なり字は上田三郎と云ふ。天骨邪見にして二宝を信はず。凶しき人の妻上毛野公大椅の女有り。一日一夜に八の戒戒を受け、悔過に参行きて衆の中に居る。夫外より家に帰りて妻無きを見、家人に問ふ。答へて曰はく「悔過に参行け」といふ。聞きて瞋怒り、すなはち往きて妻を喚ぶ。導師見て、義を宣べて教化ふれども信受けずして曰はく「無用語して、汝吾が妻に婚ふ。頭罰ち破らべし。斯下しき法師なり」といふ。悪口し多く言ふこと具に述ぶること得ず。妻を喚びて家に帰り、すなはち其の妻を犯せば率爾に間に蟻著きて噛み、痛み死ぬ。刑を加へざれども、惡しき心を発して濫しく

罵りて恥ぢしめ邪姪を恐りざれば、故に現報を得るなり。口に百の舌生ひ方言を白すといへども、慎僧を誹ることなかれ。倏に災を蒙るが故なり。

蟻と蝦との命を贖ひ生を放ちて現報に蟻に助けらるる縁

## 第十一

山背國紀伊郡の部内に、一の女人有り。姓名詳ならず。天年慈悲ぶる心ありて墮く因果を信ひ、五戒と十善とを受持ちて生物を殺さず。聖武天皇の代に、彼の里の牧牛の村童男川の蟻を八取りて焼き食はむとす。是の女見て、牧牛に勧へて曰はく「幸願はくは、此の蟻を我れに免せ」といふ。童男辭否びて聽さずして曰はく「なほ焼き敵はむ」といふ。懸に誂へて衣を脱きて買ふ。童男等すなはち免す。義禪師を勧請へて呪願せしめて放生つ。然うして後に山に入り、大蛇の大眼を飲むを見る。大蛇に誂へて言はく「是の蟻を我れに免せ。多くの帛を賂奉らむ」といふ。蛇聽さずして呑む。女幣帛を募りて禱りて曰はく「汝を神として祀らむ。幸乞はくは我れに免せ」といふ。聽さずしてなほ飲む。また蛇に語りて言はく「此の蟻に替りて吾れ汝が妻と為らむ。

は、本説話とは前提が異なり、かえつて本説話からは遠い。一未詳。二大般涅槃經・梵行品。梵經經古述記・下本。

第十一縁 今昔物語集・十六ノ二十八に書承。一妻が八戒戒を受持している期間中に、交わつたことなど。阿毘達磨俱會論・分別業品、伊豆智度論・十二、などの理解と一致。三和歌山県佐野郡(今)からちぎ町佐野(今)に所在。佐野寺跡がその地とされる。三未詳。本説話以外に所伝をみない。四本説話を描かれた時よりも少しのもの天平勝宝四年(752)、実忠によつて東大寺二月堂に十一面觀音悔過がはじめられている(東大寺大佛要錄・四)。現代に二月堂の修二会(今)として遺存。五名未詳。字の「上田」は地名、橋本市あたり。本説話を以外に所伝をみない。六未詳。本説話を以外に所伝をみない。七若有所、龍於半月半月、或第十四日、或第五日、或受持齋戒、如法濟淨、繫心於我、誦此心經呪、便於生死、超四万劫。十一面四劫明記するには十一面觀自在菩薩心密言念誦儀軌經・上。この経は空海によつて将来されたもの。聖武天皇の御世には、まだ将来されていない。内容に關しては諸説があるが、阿毘達磨俱會論・分別業品に「八所人形、離」としてあげられてゐるのは、殺生、不与取、非梵行、虛諦語、飲諸酒、塗香曼舞歌觀聽、眠坐高座嚴臥床座、食非時食、である。ハ儀式の主たる役割をになう僧。ここでは題惠禪師。ハ「斯下」(合、賤)。(国会図書館本訓叢)。大般涅槃經・迦葉菩薩

薩品にみえる「斯下之人」は、大正新脩大藏經校異によれば、宋本、旧宋本では「斯下之人」。撰集百縁經・五にも「斯下之人」。二「闇」は「闇」の俗字。女性性器を「闇」とするのに対して男性性器をいいう(蜜注卷名類聚抄、南方熊楠など)。二十一面觀世音神呪經の呪では、十一面觀音への呼びかけは「南無阿利耶跋陀羅吉氏長婆羅耶菩提提薩埵耶摩訶薩埵耶」とされ、後代の覺彌鈔・四十四でも十一面觀音の尊号は「南無阿利耶東迦陀舍臂地」(南無阿利也體迦那目法)とされ、聖者の意の「阿利耶」「阿利也」が冠せられた語形が用いられる。アリヤ、と唱えたので蟻が敷いて現われた、という説話か。

第十二縁 本朝法華經記・下・一二三、今昔物語集・十六ノ十六、などにみえる蟹満多寺紙紙懸寺・蟹満寺・草創説話は、類話ではあるが直接の関係は無い。説話では、女人以外に中巻二縁・八縁、二十九縁、三十縁。三中巻八縁。二云将来に善果をもたらす十種の善業。十惡に対しといふ。項目には諸説があるが、法界次第初門・上ノ上によれば、不殺、不畜、不盜、不淫、不邪淫(以上三種は身業)、不妄語、不貪、不曇恚、不惡口、不綺語(以上四種は口業)、不不淨、不不眞見(以上三種は意業)。法界次第初門・上ノ上は、それぞれを「止」と「行」とに分ける。たとえば、不殺の止善は殺生の悪をやめること、行善は放生の善をおこなうこと。云々不殺の止善。二未詳。上巻八縁にも同じ語がみえる。一不殺生の行善。二、三重(蜜注卷名類聚抄)。開説文云、良蒲角反、